

## 定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和6年7月25日付公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月19日

寒河江市監査委員 大 沼 勇  
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

寒河江市監査委員 殿

寒河江市教育委員会  
教育長 佐藤 志津男

## 監査結果に係る措置状況（通知）

令和6年7月25日付け監第60号をもって報告を受けた定例監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

学校教育課

指摘を受けた事項	措置状況
<p>(1)特別支援教育就学奨励費について</p> <p>特別支援教育就学奨励費の交付事務において、学用品・通学用品購入費等で未交付及び金額を誤って交付しているもの、新入学用品に該当すると思われるが交付していないものがみられる。</p> <p>また、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書及び支給台帳の市の記入欄が記入されていないものがみられるため、未交付及び交付額の誤りについて確認を行い、適正に事務を執行されたい。</p>	<p>ご指摘をいただいた未交付分については学校をとおして該当者に交付する手続きをいたしました。また、金額を誤って交付しているものについては、適正な金額に修正したうえで、それぞれ適切に対応をまいります。</p> <p>なお、金額誤り等が今後起こらないように、審査する際のチェック項目を学校と情報共有するとともに、学校事務担当者の研修会を開催して適正な事務執行が図られるようにまいります。</p> <p>特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書の市の記入欄が未記入であることについては、審査をするうえでも、後日確認する際にも重要な箇所となるため、しっかりと記入し、交付誤り等ないように執行してまいります。</p>

<p>(2)児童生徒就学援助費について</p> <p>児童生徒就学援助費の交付事務において、特別支援教育就学奨励費から児童生徒就学援助費へ変更された者の認定が4か月後となり、そのため金額を誤って交付しているものがみられる。</p> <p>また、金額を誤って交付決定しているものがみられるため、適正な事務を執行されたい。</p>	<p>認定遅延、交付誤り等ないように、申請書の管理から審査方法、交付まで学校と連携して取り組めるように、学校事務担当者の研修会を開催するなど、適正な事務執行が図られるようにしてまいります。</p> <p>また、金額を誤って交付しているものについては、適正な金額に修正したうえで、それぞれ適切に対応をしてまいります。</p>
---	---